

令和7年度より
申請受付開始

<求職者・就業者の方>

大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援

大田区内の企業で働く人を応援!!

区内の中小製造業・運輸業・建設業に
新たに就職した方に対して

(令和7年4月1日以降に入社した方)



©大田区

奨学金返還額の半額
(上限10万円／年) を
最長5年間分(60か月分)50万円まで
支援します！

(支援金の交付は、令和8年4月以降となります。)

以下のすべての要件を満たす方が対象になります
詳細については、公募要領等を必ずご確認ください



支援を受けることができる方

- 事前申請時点及び交付申請時点で
- 継続して大田区に居住している方
- 事前申請時に属する年度の3月31日時点で40歳未満の方
- 令和7年4月1日以降に、新たに対象企業(事業所)^{*1}に正社員として採用され、継続して就業している方
- 対象奨学金^{*2}を返還している(または返還予定)の方

*1 対象企業(事業所)とは

- 中小企業基本法に定める中小企業者(資本金3億円以下、または従業員数300名以下の法人。個人事業主は対象外)
- 主な事業内容が、製造業・運輸業・建設業のいずれか
- 就業場所が、大田区内に所在する本社または事業所等であること

支援金を受けようとする方の手続き

令和7年度

オンライン事前申請

[事前申請]

入社前または入社日から3か月以内に必ず申請
(令和7年4月1日以降に入社された方が対象)

*ただし、令和7年4～12月に入社された方は、令和8年3月31日まで申請可。

- <申請書類>
- 大田区奨学金返還支援対象者事前認定申請書
 - 住民票の写し
 - 就業または就業予定であることが確認できる書類の写し
 - 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類の写し
 - 就業先の履歴事項全部証明書の写し
(法務局の窓口やオンラインで申請・取得可能)

令和8年度以降

毎年4～6月 現況報告及び交付申請

[現況報告]

就業状況に変更がないか等の報告

[交付申請]

支援金を受けるための申請

- <申請書類>
- 大田区奨学金返還支援現況報告書兼交付申請書
 - 住民票の写し *氏名・住所の変更があった場合のみ
 - 在籍証明書
 - 前年度に返還した奨学金の額がわかる書類の写し

交付対象期間

①②③が重複する期間が、支援金の対象期間(1か月単位)になります。

- ①大田区在住 ②対象企業(事業所)*¹に就業 ③奨学金返還

交付金額

前年度の上記①②③が重複する期間(1か月単位)において、**奨学金を返還した額の半額**を支援します。(1年間の上限10万円まで。1,000円未満は切り捨て)

*² 対象奨学金

- ・独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金
- ・交通遺児育英会奨学金、あしなが育英会奨学金、その他、地方公共団体や学校が貸与するもの

大田区産業経済部 産業振興課 (調整・工業担当)

[お問い合わせはこちら]

[電話] 03-5744-1376

[住所] 〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザPiO

[受付時間] 平日 8時30分～17時15分 (土日祝日・年末年始休み)

